

「子ども・子育て新システム」に対する意見について

平成 23 年 5 月 18 日

全国知事会 子ども手当・子育て支援プロジェクトチームリーダー
高知県知事 尾崎正直

子ども手当の地方負担の問題に加えて、「子ども・子育て新システム」については、少なくとも、次のような不明な点が残されていると思われまますので、ご説明いただくようお願いいたします。

〔財政スキーム〕

(子ども・子育て包括交付金)

- ① 子ども手当のような裁量権が働かないものと、地方が担う裁量権のあるサービスを一緒にして、包括交付金とするのか。
- ② 都道府県は包括交付金の対象とならないのか。
- ③ 現在地方固有の財源（地方税、地方交付税）で賄っているもの（公立保育所の運営費など）も国の勘定に入れ、包括交付金にするのか。
- ④ 事業計画の実施に必要な費用を交付することとなっているが、総額や地方への配分基準についてどう考えているのか。
- ⑤ 地方の裁量的な取組（独自の取組）を事業計画に掲載した場合にも、包括交付金の対象となるのか。

(費用負担)

- ① 国、地方の恒久財源の確保をどのように行うつもりなのか。
- ② 国、地方、事業主等の負担割合をどのように考えているのか。どのように決めるつもりなのか。
- ③ 財源論を抜きにして、給付やサービスが決められるのか。財源が確保されなかった場合、どうなるのか。

〔地方の裁量権の拡大の仕組み〕

- ① 地方の裁量権は、どの給付及びサービスで、具体的にどの部分で広がるのか。明確にしてみたい。
- ② 「子ども・子育て支援給付」と「子ども・子育て支援事業」の区分が行われているが、両者の違いは何か。区分する意図は何か。
- ③ 仮に、「給付」が裁量権のないもの、「事業」が裁量権のあるものを想定しているのであれば、小規模保育や家庭的保育などの多様な保育には裁量権がないのか。

[都道府県の役割]

- ① 新システムの中で、都道府県の役割をどのように位置付けるのか。
- ② 都道府県は包括交付金の対象とならないのか。(再掲)

[幼保一体化]

(認可、指定権限)

- ① 総合施設(仮称)の認可や、こども園(仮称)、多様な保育サービスを行う事業者の指定、さらには指導監督などの権限を誰に付与するのか。
- ② 仮に、市町村にこれらの権限が付与される場合、市町村を超えて多様な保育サービスが行われる場合の広域調整などの役割は誰が担うのか。

(地方の裁量権)

- ① 総合施設(仮称)の設置基準については、ナショナルミニマムとしての全国一律の基準の内容、地方の裁量に委ねる内容をどう考えているのか。
- ② また、同様の趣旨から、指定基準に関してもそれぞれどのような内容を考えているのか。

(市町村新システム事業計画(仮称))

- ① 市町村新システム事業計画(仮称)の策定にあたって、市町村と都道府県の役割、内容についてどう考えているのか。

(国の窓口の一本化)

- ① 総合施設(仮称)を仮に内閣府が所管することとなれば、国では三重行政となってしまいが、今後の国の窓口の一本化についてどう考えているのか。

(公定価格)

- ① こども園給付(仮称)の地域別の公定価格は、具体的にどういった基準、単価をもとに設定しようとしているのか。

(教職員の研修体制)

- ① 教職員の資質を高めるには、職員の配置とあわせ研修体制の充実が必要と考えるが、そのための体制、制度の充実と財源措置についてどう考えるか。

[その他]

(政府の推進体制)

- ① 政府の推進体制の一元化をどのように制度化するのか。

(その他)